

「中小企業大学校における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務」  
民間競争入札実施要項（案）の主な審議の内容

<確保されるべき公共サービスの質（要求水準について）>

- 要求水準として設定された「研修回数」については、達成できない場合に委託費の減額が生じることとなるが、この要求水準の達成が困難となるような施設上の制約はないか。

〔機構の見解〕

メインの研修が実施できる教室は以下のとおりであり、機構が実施する研修もあるものの、同時期にこれらのすべての教室を使用することはほぼなく、施設上の制約はほぼないものと考えている。

また、宿泊室についても、同時期に民間事業者と機構がそれぞれ研修を実施することは可能なことから、受講者さえ集まれば何回でも研修の実施が可能と考えている。

- ・ 三条校：3 教室（大教室、中教室、実習室）
- ・ 東京校：20 教室以上
- ・ 人吉校：3 教室（大教室、中教室、多目的教室）

- 減額対象となる要求水準（研修回数及び受講料収入）に対し、機構の従来実績が下回っている箇所があるが、民間事業者にとって達成可能な水準となっているか。

〔機構の見解〕

校外で実施していた同種の研修を原則廃止するので、その分を校内研修として実施すること、また、機構が自ら実施する研修に係る募集活動において、受託事業者実施の研修に係る募集活動をバックアップすることも可能と考えている。さらに、すでに民間競争入札により実施している「旭川校」、「直方校」では、目標値を超える実績を残していることから、十分に達成可能な水準であると考えている。

- 東京校の要求水準については、対象とする企業（受講者）数など地域の状況に即した妥当な設定となっているか。

〔機構の見解〕

東京校の研修回数等の要求水準値は、平成 21 年度計画値に合わせて設定しており、機構としては、東京校の募集エリアの市場規模に即した妥当なものと考えている。なお、仮に平成 26 年度以降、東京校の民間競争入札を実施する場合には、それまでの民間事業者の実施状況を踏まえ、適切な要求水準値を設定することとする。